

論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	警察庁
論点	<p>1. 古物営業法</p> <p>① 基本計画では、古物営業法の一部を改正する法律（平成 30 年 10 月 24 日施行）により新設された「仮設店舗の届出」手続につき、「電子申請の導入の促進を含めた検討のため、届出件数を調査し、実態の把握を行う」とされているが、当該手続はもとより、例えば、複数都道府県で事業を営む場合、主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県への届出（上記改正により、従来の都道府県ごとの許可から見直し）などについても、電子申請の導入につき、検討されているのか。手続の簡素化を実効あらしめるためにも、積極的に検討されるべきではないか。また、実現を目指すにあたり、どのような問題点があるか。</p> <p>（古物営業法の許可申請：26217 件/年、変更届出：33999 件/年）</p>
<p>【回答】</p> <p>① 古物営業の許可制度については、従来、営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を要していたものを、主たる営業所等が所在する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を取得すれば、その他の都道府県に営業所等を設置する際には届出で足りることとするとともに、従来禁止されていた営業所又は相手方の住所若しくは居所等以外の場所での古物の買受けについて、仮設店舗での届出を行うことで古物の買受けを可能とすること等を内容とする古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）の改正案を第 196 回通常国会に提出し、平成 30 年 4 月に公布され、同年 10 月に、仮設店舗の届出に係る一部の規定が施行されたところである。</p> <p>このため、仮設店舗の届出について、今後、届出件数の調査等により手続の利用状況や事業者等のニーズを把握し、オンライン化の導入の促進も含め検討することとしている。</p> <p>公安委員会に対して行われる他の申請等についても、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成 15 年国家公安委員会規則第 6 号）により、各公安委員会の定めるところにより電子的に行うことが可能とされているため、各種手</p>	

続をオンラインで行うことは制度的には可能である。

古物営業の手続については、一度はオンライン申請を導入したものの利用件数が少ないことから、費用対効果の観点からシステムを廃止した県もあると把握している。したがって、今後、オンライン申請の検討を行う際には事業者等のニーズを踏まえて検討を行う必要があると考える。

なお、古物営業の許可申請や届出については、住民票の写し等、公的機関が発行する証明書等の原本を添付書類として必要とするものもあるため、直ちに全ての手続をオンラインで行うことは困難であるが、デジタル・ガバメント実行計画に基づく政府全体の検討状況も踏まえながら、手続のオンライン化に向けた取組を推進してまいりたい。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	警察庁
論点	<p>2. 警備業法</p> <p>② 警備業法に基づき、主たる営業所以外の都道府県内で営業する場合、各公安委員会に営業所設置等の届出を行うとともに、主たる営業所が所在する都道府県の公安委員会に対して、変更事項の届出を行わなければならないが、事業者にとっては負担感があるとの声がある（平成31年1月31日行政手続部会）。ワンスオンリー原則の考えのもと、情報通信技術の活用により、一の都道府県への届出を複数都道府県へ共有するような仕組みを考えることはできないか。</p> <p>（警備業の営業所設置等の届出：1054件/年、 警備業の認定事項変更の届出：10979件/年）</p>
<p>【回答】</p> <p>② 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）では、警備業の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して、法第5条第1項各号に掲げる事項を記載した認定申請書を提出して、当該公安委員会の認定を受けなければならない旨規定している。</p> <p>また、認定申請書に記載した法第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、警備業者（法第4条の認定を受けて警備業を行う者をいう。）は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、当該変更事項を届け出なければならないこととし、当該警備業者に共通する事項及び主たる営業所に係る変更事項については、当該届出を受けた公安委員会から、当該警備業者が営業所を設けている他の都道府県の区域を管轄する公安委員会に対して通知することとしており、手続の負担軽減を図っているところである。</p> <p>一方、認定を受けた都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設け、又は当該区域内で警備業務を行おうとするときは、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に届け出ることとともに、個別の営業所に係る変更事項については、当該変更に係る公安委員会に届け出ることとしている。</p> <p>これは、従来、認定申請書、届出書等の記載事項について変更があった場合には、当該警備業者の営業所の所在地を管轄する全ての都道府県公安委員会に提出を要することとしていたが、事業者の負担軽減を図る観点か</p>	

ら、平成 14 年の法改正において、個別の営業所に関する事項以外の事項については、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出れば足りることとし、当該公安委員会が他の関係公安委員会に通知することとしつつ、個別の営業所の設置等については、当該営業所が新設等される場所を管轄する都道府県の公安委員会が直接必要な指導・監督を行うことができるよう、当該公安委員会への届出を行わせることとしているものである。警備業務の実施の適正を図る観点から、いずれの届出についても必要なものと考えているが、今後、事業者のニーズを把握した上で、対応を検討してまいりたい。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	警察庁
論点	<p>3. 探偵業の業務の適正化に関する法律</p> <p>③ 探偵業の届出につき、営業所の所在地ごとに各都道府県の公安委員会に届出を行わねばならず、事業者にとっては負担感があるとの声がある（平成31年1月31日行政手続部会）。ワンスオンリー原則の考えのもと、情報通信技術の活用により、一の都道府県への届出を複数都道府県へ共有するような仕組みを考えることはできないか。 （探偵業の開始の届出：617件/年、変更届出：713件/年）</p>

【回 答】

- ③ 探偵業については、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）制定時において、顧客獲得のために、複数の名称を使用したり、数多くの営業所を有し、信用力があるかのように装って営業したりしているケースもあるなどしたことから、探偵業者の業務の実態を適切に把握し、実効性のある監督を行うため、営業所ごとに個別に届出を行うこととされたものである。

探偵業については、無届営業や営業所の変更届出義務違反等の法違反のほか、探偵業務に関して、様々な法令違反（詐欺、恐喝未遂等）で検挙されたり、行政処分がなされたりする例が見られることから、引き続き探偵業者の業務実態を適切に把握し、実効性のある監督を行っていくためには、営業所の所在する都道府県の公安委員会が直接必要な指導・監督を行うことができるよう、営業所ごとに個別の届出を行わせる必要があると考えている。

いずれにしても、このような制度趣旨や事業者のニーズ、費用対効果等を踏まえながら、対応を検討してまいりたい。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	警察庁
論点	<p>4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</p> <p>④ 基本計画では、電子申請の導入・促進を阻害するような要因について分析したとされているが、分析結果につき教示ください。また、そういった阻害要因・分析結果を踏まえ、「原則電子化」へ向け、どのように取組を進めるのか。</p> <p>(風俗営業の構造設備の軽微な変更の届出：53295 件/年、遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請：395678 件/年、遊技機の軽微な変更の届出：127306 件/年)</p>
<p>【回答】</p> <p>④ 遊技機の増設、交替その他の変更等の承認申請や風俗営業の構造設備の変更届出といった都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して行われる申請等については、各公安委員会の定めるところにより電子的に行うことが可能とされているため、各種手続をオンラインで行うことは制度的には可能である。</p> <p>一方、遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請等の手続については、実地確認においては複数の資料を紙で見比べる方が利便性があり、電子化すれば確認に要する時間が増大するおそれがあることや、申請に必要な書類の中には、申請者以外が作成した紙媒体の資料が混在していることがあることが電子申請を阻害する要因として考えられる。</p> <p>また、電子データでの申請については、添付書類のデータ容量が膨大となり、都道府県警察においてこれらを一定期間保存するためのデータサーバの整備が必要となる場所である。</p> <p>このほか、風俗営業の手続については、一度はオンライン申請を導入したものの、利用件数が少ないことから、費用対効果の観点からオンライン申請システムを廃止した県もあると把握している。したがって、今後、オンライン申請の検討を行う際には、事業者等のニーズを踏まえて検討を行う必要があると考える。</p> <p>このようなことから、遊技機の増設、交替その他の変更承認申請等については、こうした点を踏まえつつ、引き続き、手続の電子申請に関する事業者等のニーズの把握に努め、電子申請の導入の促進を含めた申請方法の簡素化等について検討してまいりたい。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	警察庁
論点	<p>5. 全体として</p> <p>⑤ 他府省では、地方公共団体事務についても共通申請システムを整備する動きも見られるが、警察庁所管手続につき、「デジタルファースト」の考えのもと、共通申請システムを整備する考えはないか。</p> <p>⑥ 現時点までの取組では必ずしも行政手続コストの20%削減の目処が立っていないように思われるが、2020年3月には行政手続コストの20%削減が実現するよう、今後、行政手続の簡素化へ向けて具体的に行政手続の見直しを行うのか。</p>
<p>【回答】</p> <p>⑤ 警察庁が所管している営業の許可申請手続のうち、手続件数が1万件を超える手続は、古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく古物商・古物市場主の許可申請のみであるが、当該許可申請については、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年4月25日法律第21号）により手続の簡素化が図られたところであり、手続をデジタル化することの費用対効果について、同法の施行後の状況も踏まえつつ、検討していく必要があるものと考えている。</p> <p>⑥ 行政手続コストの削減に向けて、全国の都道府県警察において、基本計画の対象となっている手続に必要な様式について、事業者がデータ編集可能なファイル形式でホームページ上に掲載し、事業者の書類作成に係る負担の軽減を図るとともに、届出に関して問合せの多い事項について解説した事業者向けの質疑応答集をホームページ上に掲載することで、届出手続を分かりやすくしているところである。また、平成30年度より、都道府県警察において、郵送による届出等の試験実施を行うこととしており、平成31年度中に、試験結果等を踏まえて、運用上の課題を確認・検討の上で、郵送による届出方法を整備・推進することとしている。</p> <p>これらに加えて、現在、基本計画に基づき、各都道府県警察において、行政手続の簡素化について、事業者に対するヒアリング等を行っているところであり、今後、そのヒアリングの結果も踏まえながら、平成31年度中に、必要に応じて国家公安委員会規則等の改正といった各種手続の簡素化に向けた取組を検討してまいりたい。</p>	